# 医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令 （昭和四十一年厚生省令第三十号）

#### 第一条（医薬品用タール色素）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第五十六条第九号に規定する厚生労働省令で定めるタール色素は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げるタール色素（別表に規定する規格に適合するものに限る。）とする。

###### 一

外用医薬品以外の医薬品

###### 二

外用医薬品（次号に掲げるものを除く。）

###### 三

粘膜に使用されることがない外用医薬品

##### ２

前項に規定する規格に適合するかどうかの判定は、別表第四部に定める方法によつて行うものとする。

#### 第二条（医薬部外品用タール色素）

法第六十条において準用する法第五十六条第九号に規定する厚生労働省令で定めるタール色素については、前条の規定を準用する。

#### 第三条（化粧品用タール色素）

法第六十二条において準用する法第五十六条第九号に規定する厚生労働省令で定めるタール色素は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げるタール色素（別表に規定する規格に適合するものに限る。）とする。

###### 一

化粧品（次号に掲げるものを除く。）

###### 二

粘膜に使用されることがない化粧品

##### ２

前項に規定する規格に適合するかどうかの判定については、第一条第二項の規定を準用する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四二年一月二三日厚生省令第三号）

この省令中、別表第二の改正規定及び別表第四の改正規定中青色二号に係る部分は公布の日から、その他の規定は昭和四十二年七月二十三日から施行する。

# 附　則（昭和四七年一二月一三日厚生省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成九年九月三〇日厚生省令第七四号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一五年七月二九日厚生労働省令第一二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

平成十六年八月三十一日までに製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品及び化粧品については、この省令による改正後の医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

# 附　則（平成一六年三月三〇日厚生労働省令第五九号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令別表第四部薄層クロマトグラフ用標準品の項に掲げる標準品については、この省令による改正後の同令別表第四部薄層クロマトグラフ用標準品の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

#### 第九条（経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

# 附　則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。